

通関業務とは

輸出業務

お客様より輸出に関するご依頼を頂き、必要書類を入手します。

(S/I、インボイス、パッキングリスト、他)

お客様からのご依頼を基に、船会社に船腹予約(BOOKING)をします。

動静スケジュールを確認し輸出貨物に適した船舶を選択します。

お客様の手元から保税地域までの貨物の引取りを行います。

小口から大口貨物まであらゆる貨物に対応します。

又、貨物の梱包、仕分け、倉庫への保管作業も対応しております。

お客さまより送られた情報を基に通関士が輸出申告するための書類を作成します。

NACCSの端末に輸出申告内容を入力し、税関に申告情報を送信します。

税関は申告内容を審査し輸出許可を行います。

輸出許可後、本船出航日に合わせて船会社へ貨物の搬入手配を行います。

当社倉庫においても、コンテナ一詰作業を行います。

同時に船積書類を作成し船会社へ送信します。

輸入業務

お客様より入手した情報を基に通関書類を作成します。

この時、商品の内容を確認し税番、税率、特恵有無の適用を審査します。

国家資格である当社の通関士が再度申告書類をチェックします。

通関士のチェック完了後、申告します。

通関情報処理センターを介して申告します。

その後、税関により貨物の審査となります。

審査内容によっては貨物の検査となり、税関により貨物の確認を行います。

検査後、貨物に問題がなければ許可となります。

輸入貨物に関しては関税、消費税の納付後、許可となります。

お客さまからの通関依頼

お客様より輸入に関するご依頼を頂き、必要書類を戴きます。

業務手配

業務担当者が本船の動静を確認し、通関準備を致します。

コンテナ貨物の場合は D/O 交換、コンテナ引取手配。

通関書類の作成、申告、許可

I/I、S/I、を基に納品日に合わせて通関書類を作成します。

通関士が税番、関税率、他法令をチェックして輸入申告し、税関の審査により貨物の税金が確定します。

審査によっては、税関立会いによる検査が行われます。

貨物に問題がなければ輸入許可となります。

貨物の配送

お客様の希望する納品日時に貨物を配送いたします。

お客様のニーズに合わせた流通加工として貨物の仕分け、保管作業、小口配送もお任せ下さい。